

**古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）に関する
パブリックコメントの実施について**

題 名	古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）
趣 旨	<p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、条例において、市長等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたことから、本市における市長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定を整備するため、条例を制定しようとするものです。</p> <p>このたび、条例案を作成しましたので、これを公表し、みなさまからのご意見を募集します。</p>
意見提出期間	<p>令和2年12月21日（月）～令和3年1月22日（金）</p> <p>※郵便（配達業者による送付を含む。）による場合は、当日消印有効とします。</p>
案等の 公表する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）</u> （PDFファイル：261KB） ・ 概要 古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案 （PDFファイル：392KB） <p>次の場所でも閲覧が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事秘書課窓口 ・ 古賀市役所正面玄関ロビー ・ 古賀市保健福祉総合センター（サンコスモ古賀） ・ 古賀市隣保館 ・ 古賀市交流館 ・ 古賀市立図書館
応募資格	<p>(1)古賀市内に住所がある方 (2)古賀市内に事務所・事業所をお持ちの方 (3)古賀市内の事務所・事業所・学校に通勤・通学されている方 (4)この案の内容に関して直接の利害関係がある方</p> <p>※(1)(2)(4)については、個人・団体の別は問いません。</p>
意見提出方法	<p>意見提出書面の様式は自由ですが、氏名（団体の場合は団体の名称）、住所（団体の場合は団体の所在地）、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>応募資格の(4)のみに該当される方は、氏名等のほか利害関係の内容についても記載してください。</p> <p>※下記の参考様式をお使いいただいても構いません。 <u>意見書提出書面（参考様式。PDFファイル：72.0KB）</u></p> <p>提出方法及び提出先</p> <p>【直接持参】古賀市総務部人事秘書課人事係（古賀市役所第1庁舎3階） 8：30～17：00（土曜日、日曜日、祝日は除く。）</p> <p>【郵便による送付】〒811-3192 古賀市駅東1-1-1 古賀市役所 人事秘書課 人事係 宛</p> <p>【ファクシミリ】FAX番号：(092) -</p> <p>【電子メール】 メールアドレス：jinji@city.koga.fukuoka.jp</p>

	<p>※意見の提出にあたっては、あらかじめ次のことにご注意ください。</p> <p>○ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や来庁による口頭でのご意見は、お受けできません。</p> <p>○提出されたご意見に対して、個別の回答はいたしません。</p>
結果の公表予定	令和3年2月上旬
結果の公表について	<p>○提出されたご意見は、最終的な決定をする上での参考とさせていただくとともに、ご意見の内容とそれに対する市の考え方を整理した結果を後日公表します。</p> <p>○具体的にご意見等を収集することを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方を示さない場合があります。</p> <p>○案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。</p> <p>○類似の意見は、整理集約することがあります。</p> <p>○記載された個人情報、ご意見の内容について確認が必要な場合に利用します。また、提出されたご意見に含まれる個人情報は古賀市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、結果の公表の際には、当該個人情報を除いて意見の内容のみ公表します。</p>
問い合わせ先	<p>古賀市総務部人事秘書課人事係（古賀市役所第1庁舎3階） 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1</p> <p>TEL (092)942-1121 FAX (092)942-3758 E-mail jinji@city.koga.fukuoka.jp</p>